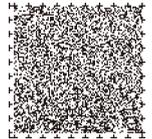


鹿児島県からのお知らせ



令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。改正障害者差別解消法は令和6年4月1日に施行されます。

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対処案を検討することが重要です。

障害のある人への具体的な配慮について、参考事例を県ホームページに掲載しています。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



内閣府リーフレット



県ホームページ

[問合せ先] 県庁障害福祉課 電話：099-286-2753 FAX：099-286-5558

農福連携をご存知ですか？

農福連携とは、障害のある人等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のことです。担い手不足や高齢化が進む農業分野においては、新たな働き手の確保につながる可能性があります。

県では、農福連携の取組を推進するため、一般社団法人かごしま障がい者共同受注センターに農福連携推進専門員を配置し、障害者就労施設等と農業者等のマッチング（契約内容の仲介等）や相談対応を行っています。

農福連携は、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託等、様々な形態があります。農福連携について知りたい、または始めたいとお考えの際は、ぜひ農福連携推進専門員に御相談ください。

また、県内の障害者就労施設等の利用者が心を込めて作った野菜やお菓子などを多数販売する「農福連携マルシェ」を令和5年10月11日・12日に鹿児島中央駅AMU広場で開催しますので、ぜひお越しください。



[問合せ先] 一般社団法人かごしま障がい者共同受注センター 電話：099-206-5210 FAX：099-250-9358

アートを通じて色々な人とつながろう

県では、障害者の自立と社会参加を促進するため、芸術文化活動を行う障害者やその家族、福祉施設、支援団体等を支援する拠点として、「鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター」を設置しています。センターの職員が「絵画や作品を発表したい」「芸術文化活動のヒントが欲しい」等の相談に応じます。このほか、芸術文化活動を支援する人材の育成や障害者による芸術文化作品の展覧会開催、県内の芸術文化活動情報の収集・発信等も行っていきます。

受付時間は9時から17時（土日祝日、年末年始除く）です。お気軽に御相談ください。



[問合せ先] 県障害者芸術文化活動支援センター（実施団体：社会福祉法人ゆうかり）

住所：〒890-0014 鹿児島市草牟田1丁目8-7 電話：080-8379-7852 FAX：099-813-7175

メール：kac@yuukari-s.jp



[感想をお寄せください]

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL.099-286-2111(内線2746) FAX.099-286-5558

Vol.46 令和5年9月29日発行

[E-mail]shougai@pref.kagoshima.lg.jp

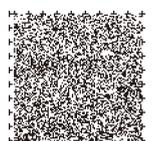
[URL]http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/machi/index.html

営利を目的とする場合を除き、この本をそのまま読むことが困難な方のために、「録音図書」「拡大写本」等の読書代替物への媒体変換を行うことは自由です。製作の後は上記障害福祉課へ御連絡ください。

視覚に障害を持つ方のために、本誌の点字版及び録音図書を鹿児島県視聴覚障害者情報センター(鹿児島市小野一丁目1-1 ハートピアかごしま3F TEL.099-220-5896)に備え付けてあります。

[SPコード]について

ページの隅に置かれている、四角い黒い点々を[SPコード](音声コード)といいます。この18ミリ四方の一つのSPコードの中に、日本語で約800字のテキスト情報を格納することができ、専用の読み取り機でSPコードを読み込むと、そのページの内容を音声で読み上げることができます。なお、視覚に障害のある方にもSPコードの位置が分かるように、ページの縁に切り込みを入れています。



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用